

平成25年 (2013年).....

釧路広域連合議会会議録

平成25年 2月18日開会 2月定例会
平成25年 2月18日閉会

..... 第1回2月定例会

釧 路 広 域 連 合 議 会

平成25年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 索引

会期 自平成25年2月18日 至平成25年2月18日 1日間

2月18日（月）第1日

議事日程	1
会議に付した案件	1
出席議員(16人)	1
本会議場に出席した者	1
議会事務局職員	1
開会宣告(午後2時00分開会)	1
会議録署名議員の指名(松橋和子議員、三木均議員)	1
諸般の報告	
日程第1 会期決定の件	2
広域連合長の発言	2
日程第2 議案第1号ほか3件上程	2
提案説明	
松浦事務管理者	2
質疑・一般質問	
村上和繁君	3
蝦名広域連合長	6
議案第1号ほか3件討論省略	9
表決	
・議案第1号表決(可決)	9
・議案第2号表決(可決)	9
・議案第3号表決(可決)	9
・議案第4号表決(可決)	9
閉会宣告(午後2時52分)	9
署名	10
付録	
2月定例会議決結果表	11
質疑・一般質問発言項目一覧表	12
議席表	13
2月定例会議事経過	14

平成25年第1回2月定例会

釧路広域連合議会会議録 第1日

平成25年2月18日（月曜日）

議事日程

- 午後2時00分開議
日程第1 会期決定の件
日程第2 議案第1号ほか3件上程

副広域連合長 徳永哲雄君
事務管理者 松浦尊司君
監査委員 榆金達朗君
事務局長 坂卓哉君
事務局次長 永田裕君

会議に付した案件

- 1 開会宣言
1 会議録署名議員の指名
1 諸般の報告
1 日程第1
1 広域連合長の発言
1 日程第2

議会事務局職員

議会事務局長 山根誠一君
議事課長 渡邊和典君
議事課長補佐 長野谷宣之君
議事課専門員 高嶋晃治君

出席議員（16人）

議長 17番 黒木満君
副議長 8番 坂本裕人君
1番 東隆行君
3番 小川義雄君
4番 山田博君
5番 立石巧君
6番 鎌田民子君
7番 松橋和子君
9番 秋田慎一君
10番 村上和繁君
11番 土岐政人君
12番 松永征明君
13番 三木均君
14番 松尾和仁君
15番 戸田悟君
16番 酒巻勝美君

欠席議員（1人）

2番 秋里廣志君

本会議場に出席した者

広域連合長 蝦名大也君
副広域連合長 佐藤廣高君
副広域連合長 大石正行君
副広域連合長 棚野孝夫君

午後2時00分

開会宣告

○議長黒木満君 皆様ご苦労さまです。
出席議員が定足数に達しておりますので、平成25年
第1回釧路広域連合議会2月定例会は、成立いたしました。
よってこれより開会いたします。直ちに会議を開き
ます。

会議録署名議員の指名

○議長黒木満君 会議録署名議員の指名を行います。
今定例会の会議録署名議員は、会議規則第96条の規
定により、
7番 松橋和子議員
13番 三木均議員
を指名いたします。
事務局長に諸般の報告をさせます。

諸般の報告

○議会事務局長山根誠一君 報告をいたします。
ただいまの出席議員は、16人です。
尚、今定例会にあたり鶴居村の秋里廣志議員から欠
席する旨、届出がございました。
今議会に連合長から提出された議案は、議案第1号
から第4号までであります。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査報告書の提出がありました。

又、同法第235条の2、第3項の規定に基づき、例月現金出納検査報告書の提出がありました。

次に、本日の議事日程は、日程第1、会期決定の件、日程第2、議案第1号から第4号であります。

以上で報告を終わります。

日程第1 会期決定の件

○議長黒木 満君 日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

○議長黒木 満君 この際、連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長。

広域連合長の発言

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

関係町村長、議員の皆様におかれましては、時節柄ご多用な折、本日ここにお集まりをいただきまして、平成25年第1回釧路広域連合議会2月定例会を開催できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

広域連合清掃工場でございますが、平成18年4月の供用開始から早いもので来年度、8年目を迎えるところでございます。この間、構成市町村の円滑な連絡調整が図られるなか、順調に稼働を続けており、排ガスなどの環境基準も十二分に達成され、安全で安定した運営体制が確立されてきたものと、このように考えているところでございます。

ここで、平成25年1月末現在における、これまでの処理状況につきまして、ご報告させていただきます。

ごみの搬入量につきましては、昨年同期と比較いたしまして、約550トン、率にして約1%増加しております。ごみの焼却量につきましては、約2,370トン増加しておりますが、2つの炉を計画的に運用することにより、効率的に焼却処理を行っております。

次に、本施設の特徴でございますが、資源循環の取り組み状況についてでございますが、廃熱を利用した廃棄物発電では、工場で使用電力の殆どをまかなった上で、余剰電力の売電により6,100万円ほどの収入を上げております。

また、資源物である鉄やアルミの再利用についても、市場価格の下落等により、売却単価が下がってお

りますが、860万円余りの収入となっております。経過等につきまして以上でございますが、この後、平成25年度一般会計予算をはじめ、4件の議案についてご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に当広域連合の業務執行に当たりましては、引き続き安全で安定した稼働を基本とし、構成市町村の負担金の抑制に繋がりますよう、尚一層の効率的で経済的な運営を心掛け、最善の努力をしております。今後とも議員各位並びに、関係住民、町村長の皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第2 議案第3号上程

○議長黒木 満君 日程第2、議案第1号から第4号までの以上4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

松浦事務管理者。

提案説明

○事務管理者松浦尊司君（登壇） ただいま議題に供されました、各案件につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号、平成25年度釧路広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

清掃工場の本格稼働から8年次目にあたります、平成25年度の釧路広域連合一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度対比、3.7%増の12億1,523万円となっております。まず歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1款、議会費につきましては、前年度対比2,000円増の71万9千円を計上いたしました。また、第2款、総務費につきましては、前年度対比6.1%減の3,421万3千円を計上いたしました。次に第3款、衛生費であります。前年度対比5.7%増の8億4,125万2千円を計上いたしました。その主な内容は委託料における清掃工場運営維持管理業務委託費によるものです。第4款、公債費につきましては、一般廃棄物処理事業債などの起債償還に伴い、3億3,874万6千円を計上いたしました。第5款、予備費につきましては、前年度同額の30万円を計上いたしました。

次に歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1款、負担金につきましては、広域連合構成市町村からの負担金で、前年度対比1.0%増の9億4,128万6千円を計上いたしました。第2款、使用料及び手数料についてでございますが、使用料につきましては、行政財産の目的外使用料として1万2千円を計上、また手数料につきましては、家庭系可燃ごみの直接搬入及び小動物搬入に係るごみ焼却手数料、1億7,935万5千

円を計上しております。使用料及び手数料合わせまして、前年度対比2.1%増の1億7,936万7千円を計上いたしました。第3款、繰越金につきましては、前年度と同額となっております。第4款、諸収入につきましては、売電収入及び資源物売払い収入などで前年度対比47%増の9,457万6千円を計上しております。

次に議案第2号、釧路広域連合清掃工場に係る廃棄物処理施設技術管理者配置に関する条例についてであります。国の地方分権改革により、これまで廃棄物処理施設技術管理者の資格基準を政省令で規定していたものから、基礎自治体の条例で規定する見直しが行われたことに伴い、新たに条例を制定するものであります。

次に議案第3号、釧路広域連合広域計画変更に関する件についてであります。広域行政の円滑な推進を図ることを目的に作成している現計画を、平成25年度以降も引き続き推進するため、その期間等について所要の変更を行うものであります。

次に議案第4号、平成24年度釧路広域連合一般会計補正予算についてであります。歳入において使用料及び手数料、繰越金並びに諸収入の増と、負担金の減額により、歳出では総務費の減と衛生費の増により、所要の補正を行うものであります。

以上をもちまして、各案件に対する説明を終わります。よろしくご審議の上、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

質疑・一般質問

○議長黒木 満君 これより質疑並びに一般質問を行います。

10番村上和繁議員の発言を許します。

10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇） 通告に従いまして順次、質問をさせていただきます。

まず、25年度一般会計予算中、歳入、資源物売払い収入について、スラグの売払い収入についてお聞きをいたします。

私は23年の5月、当広域連合議会議員に選出をされて以来、主に清掃工場の安全性に関わって議会で質問をさせていただきました。その一つのポイントが溶融スラグの問題です。この間の議会議論を振り返ってみますと、広域連合長は溶融スラグの売却単価について、平成20年度では土木や一般資材の単価を基準に決めましたが、高すぎて再利用が進まなかったこと、平成21年度は入札を行ったが利用増には繋がらなかったこと、そこで22年度は思い切って単価を値下げし、105円と設定をした、これが当25年度の予算でもスラグの単価とされています。

そのスラグについてですが、平成20年6月にスラグを原料としたエコスラグの縁石、U字側溝などのコン

クリート二次製品が北海道認定リサイクル製品として認証を受けたこと、J I S規格に基づく品質基準を満たし、有害物質の含有量検査も行い、環境安全性に優れていると、広域連合長はその品質を高く評価し、継続的な再利用が進んでいると議会では答弁をしています。

さて、そこで今議会では、実際にどの程度の溶融スラグが再利用されているのか、そこに焦点を当ててお聞きいたします。

広域連合の清掃工場では平成18年度以来、各年度ごとに2,135トン、1,878トン、2,005トン、1,739トン、1,920トン、2,097トンと毎年度2,000トン程度のスラグが搬出をされています。合計で11,774トンになるのだと計算をされますが、これに対し再利用されたのはこれも各年度ごとに7.9トン、377トン、91トン、534トン、1,658トン、578トンとなっています。年度ごとに変動幅が大きくなりますが、総量で言えば搬出量の27%、3,246トンしか使われてはいません。4分の3は釧路市の最終処分場に仮置きをされたままになっています。24年度は最終の数字が出ておりませんが、25年度の予算案と同様に、スラグの搬出量は2,000トン程度の予定をしながら、再利用にまわされるスラグは500トンと予算化をされています。4分の1しか再利用ができないという試算になっているのではないのでしょうか。

そもそも溶融スラグは、1,300度で焼却灰を溶融固化するもので、高温によってダイオキシンが無害化され、しかも路盤材、コンクリート材として再生利用可能で、二重、三重にメリットがあるものとして、国が新設の一般廃棄物の焼却施設には、灰溶融固化施設を併設すべきとあって、全国に広げてきたものです。しかし、実際に溶融スラグはJ I S規格に合致しているものであったとしても、その再利用は全国的にも、また釧路の広域連合としても、予想を大きく下回る再利用に留まっています。

建設現場などでは、生コンクリートにJ I Sにおいては、溶融スラグの使用が未だ認められておらないために、再利用が進まないとの話もあります。

また、ダイオキシンの発生を抑えるために、添加をされる消石灰がスラグとなった後に、水と反応し、体積を膨張させコンクリート表面の剥離現象を起こすこともある、こうしたことがネックとなっているとの報道もごさいます。

本来の原料はごみの焼却灰ですから、品質を均一にすることもなかなか大変なようです。私なりにいくつかの点を指摘しましたが、スラグの再利用が進まない問題点はどこにあると考えているのか、お考えをお聞きいたします。

あわせて、再利用がされていないスラグについては、釧路市の最終処分場に一定区域を借りた上で仮置

き保管をしていると聞いております。その量はすでに10,000トン近くに達しているのではないのでしょうか。これがほぼ毎年1,500トンほど増え続けているということになります。

酸性雨等によって、有害物質の溶け出し等があるのではないかとの不安が指摘もされています。現在の保管方法について、野積みか、防水施設の保管も含めてその方法をお聞かせ下さい。

次は、ごみ発熱量改善業務関連費、このことについてお伺いをします。

ごみ発熱量の低下に伴い、助燃剤を補うものとしてRPF原料を購入して、一緒に燃焼させていることについて伺います。ごみの発熱量低下に伴う、用役費の増加傾向は、広域連合にとっても大きな問題とされています。

ごみの発熱量が目標値としている、1キログラムあたり、8,600キロジュールという熱量を現在はまだ確保が出来ていません。前議会の答弁では、年間平均の発熱量は、7,510キロジュール、7,500キロ程度の発熱量があれば、助燃剤は必要がないわけですが、時には、これが5,000キロジュール台にまで落ち込むことがあり、助燃に頼らざるを得ないと、答弁をされています。

今議案に提案をされた24年度の補正予算でも、用役費の変動分として、ごみ量の増加分や小動物搬入頭数の増のため、892万5千円の増額補正がされています。私はこの問題はRPF原料などの助燃に頼るのではなく、徹底した分別を行うことで解決すべきと考えます。低温で不完全燃焼の元で、プラスチック類を焼却した場合に、毒性の強いダイオキシンの発生の可能性があるため、その発生を抑えるべく1,300度でガス化、合わせて灰溶解を行うというガス化溶融炉を導入しました。

また、プラスチック類の混入、焼却を避けるため、徹底した分別が強調され、多くの地域住民の協力を得て進めてきているところでもあります。事業者に対し、危険なダイオキシンの発生に繋がるような原材料を出来るだけ使用しないよう求める取組みなども広がっています。しかし、こうした取組みが進んだ一方で、一旦ガス化溶融炉が導入をされると、1,300度で燃焼すればダイオキシンは原理的には発生しないとされたことから、ともすると、分別の取組みが後退することも危惧をされておりました。助燃剤として、産業用の廃プラスチック類を主原料とするRPF原料をごみと一緒に燃やしていることは、一種の自己矛盾ともいえるものです。

広域連合長は、廃プラスチック類については可能な限り再利用を図ることを基本に、ごみの分別徹底に努めている事業系の廃プラスチック類は、あまり有効利用されていないので、サーマルリサイクルとして有効

活用を図るダイオキシンについては年2回、またばいじん、窒素酸化物などについては年6回、排ガスをサンプリングして分析を行っていて、影響はないことが確認をされている、こういうふうにご答えています。

ここには、結局ガス化溶融炉だから燃やしても構わないということ、そのことを述べているのに他なりません。少しでもダイオキシン発生の危険性を排除をする、可能な限りプラスチック類の焼却は無くそうとの思いを感じることは出来ません。

廃プラスチックを原材料としているRPF原料については、助燃剤として使うことを止めるべきと考えますが、どうでしょうか。だからといって、私は灯油などの助燃剤をどんどん燃やすことを奨励するつもりはありません。そのためにも、改めて分別の徹底、住民の協力が不可欠です。水切り等の取組みは様々行われているところですが、各家庭での協力がなによりも欠かせません。有機性のごみは、再資源化の可能性もあるわけです。再資源化をすれば、燃やす必要はありませんし、ごみの発熱量を高めることにも繋がります。

可燃ごみへのプラスチックの混入を防ぐためにも、更なる住民の協力を求める必要があります。分別の徹底を各市町村と住民に呼びかけ、広域連合としても最大の努力を尽くすべきと考えますので答弁をいただきたいと思っております。

ごみ量について伺います。

私は、こうした問題と同時にどうしても広域連合が解決しなければならない問題として、ごみ量の増加傾向にどう歯止めをかけるのか、この問題を指摘したいと思っております。

以前の議会でも紹介をしました。広域連合の清掃工場に持ち込まれるごみ量が増える傾向にあります。24年度については、先程の議員協議会で示されましたが、1月の時点で56,384トンとなっています。当初委託会社と契約をしたごみ量は62,352トンと聞いております。これを上回ることになりそうだとの報告を受けました。

焼却量は、前年度と比べて、4.5%程増の見込みということですので。一人あたりのごみ量を前議会で示しました。

18年度は人口一人あたり280.16キログラムでしたが、これが23年度には297.17キログラムと増えていきます。様々な要因はありますが、それまで燃やしてこなかったごみが、燃やされるようになったりもしております。家庭や事業所でもごみがじわじわと増えてきている感を強くしています。

最終処分場が全国的にも逼迫し、新型焼却施設を建設しようとしていた頃には、ごみの減量について様々なスローガンが掲げられ、具体的な削減目標も分かりやすく明示をされ、住民あげてのごみ減量に取り組んでいたようにも思えるのですが、清掃工場稼働後、特に

ここ数年は、そうした機運が後退していると感じるのは、私一人でしょうか。もちろん広域連合は各市町村が搬入する可燃ごみを焼却する施設ですから、広域連合だけ減量に取り組んでも限界があります。

また、住民にとっては、広域連合という存在が市町村と比べ、少し遠くを感じるということもあるでしょう。そこで広域連合が、構成市町村と共にごみ非常事態宣言を発し、短期・中長期のごみ削減目標を明確にして、徹底した分別、減量化に取り組むべきと考えますが、答弁をいただきたい。

その際、刈草剪定枝など、少なくとも一旦は資源化の検討をしたものについては、焼却には回さず、リサイクルするよう、関係自治体に働きかけるべきと考えます。この点でも答弁をいただきたい。

さて、ダイオキシンの連続監視システムについても、今議会お聞きをしたいと思えます。

24年2月の広域連合議会において、私の質問に対し国が定めた分析マニュアルに基づいて、年2回、公的認証機関による検査を実施し常に基準を下回る結果になっている、ダイオキシン類の発生と密接に関連するとされている一酸化炭素濃度については、24時間連続の測定をしている、ヨーロッパで開発をされた連続採取装置は、採取から結果が出るまでに時間がかかることから、日々の運転状況に即応できるものではない、ダイオキシン類の排出濃度については、ダイオキシン類対策特別措置法により、既存の焼却炉に適応されていた排ガス1立方メートルあたり、80ナノグラムの基準が平成14年12月1日から強化されており、また当工場では、0.1ナノグラムと、最も厳しい排出基準を適応する施設となっており、これに現在適応していること、等々の理由を述べて、このシステムの導入が必要ないとの考えが示されています。

しかし、国の法律はダイオキシンの基準値について一瞬たりともこれを超えてはならないという基準値を示しており、可能な限り多くの時点で計測することが本来は望まれています。ある意味でいえば、一瞬たりとも規制値を超えてはならないと国が法律で決めておきながら、24時間連続的にダイオキシン量をリアルタイムで測定する技術そのものがまだ開発をされていないということも指摘しなければなりません。

可能な限り、それに代替が出来る一步でも近づきうる方法がかねてより当議会で提案をしているダイオキシンの連続監視システムです。これが充分だというわけではありませんが、それでも24時間連続サンプリングをして、たとえば一週間ごとにダイオキシンの総量を計測をすれば、自ずとその傾向は分かるわけです。

また、燃やされるごみ質や運転方法によってもダイオキシン量は大きく異なることも周知の事実です。

技術は日進月歩の面もありますが、年2度の測定でその年のダイオキシンの排出は、いずれも基準値以内

に収まっていると判断するには問題が多いように思います。是非、ダイオキシンの連続監視システムの導入を検討するよう強く求めます。答弁をいただきたい。

今回は財源の問題についても、私自身の提案を述べます。

もちろん、私自身は必要な施設とは考えていますが、導入するにはかなりのコストがかかることもご承知のとおりです。安倍政権は緊急経済対策に関わり各種の地方自治体への措置を講じています。この緊急経済政策のなかで、逼迫する地方財政に関わる支援策が盛り込まれています。

国の緊急経済対策で24年度に大幅に公共事業が上積みされました。この公共事業に対し国は補助事業については、補助金以外の部分のすべてに補正予算債による起債を認め、起債の50%は後年度、国から交付税措置を講じる、補正予算で市町村が負担をした額のおよそ80%を地域の元気臨時交付金として、25年度に交付をするということが主な内容となっています。

私は、この安倍さんの緊急経済対策を支援をするという立場にはありませんが、こうした逼迫する地方財政に関わる支援策については、有効に活用すべきと考えています。この元気交付金について、一部事務組合や、広域連合でも利用可能と財政部局からお話を聞いています。この元気交付金の一部を各自治体から改めて、負担金の追加分として拠出をいただき、広域連合にダイオキシンの連続監視システムを導入すべきと提案しますが、どうでしょうか。仮に直接元気交付金を使えなくても、この交付金によって地方自治体には自由になる財源が生まれます。ここをそれぞれ融通をしようことが可能ではないでしょうか。

元気交付金が各自治体でどの位になるかはまだ分かりませんが、釧路市では10億円を大きく超える額に、各市町村でも億の単位に届く自治体も多いのではないかと考えます。是非検討を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

一酸化炭素の排出量についてお聞きをします。

さて、ダイオキシンの連続監視の時にも少し触れた点ですが、ダイオキシンと関係の深い一酸化炭素濃度について、広域連合の清掃工場では、連続監視を行っており、問題はないとされていますが、私一点お聞きをしたいと思えます。

排ガス中の一酸化炭素濃度について、1号炉と2号炉で顕著な違いが現在生まれています。ホームページに2年間分の数値が掲載されています。拾ってみますと、平均1号炉で9.7ppm、2号炉で5.7ppm、1、2号炉も含めて全体の平均が7.6ppmで、4ppmの差が1号炉、2号炉で生まれています。

誤差の範囲内ということで説明を受けましたけれども、ホームページを見る限り、数値については、例外なく2号炉が1号炉を下回っています。考えられるこ

ととして、同じ濃度の一酸化炭素を計測しても、1号炉の計測器が4 ppmほど高めの数値を示すようになっていたのか、あるいは同質のごみを燃焼したとしても、1号炉の焼却炉がより多くの一酸化炭素を出す傾向になっているのか、この二つの場合が考えられるわけですが、このどちらに真の原因があるかは、検証されておらず計測器の誤差の範囲内ということで、詳細な追跡調査もされていないように思っています。

計測器については、厳しい年度、年度のチェックや、定期点検などもありますから、仮に高めの数値が示すことがあったとしても、その後修正調整をされて然るべき数値を示すようになっていたのではないのでしょうか。もし、2つの炉に同じごみを焼却しても一酸化炭素の排出量に違いが出るようになっていたとすれば、一酸化炭素はご承知のとおり、炉の不完全燃焼の度合いを示す数値でもあり、ひいてはダイオキシンの発生にも関連をする数値ですので、無視することは出来ません。徹底しての検証と原因をはっきりさせるべきことを求め、答弁をいただきたいと思います。

ホームページについて伺います。

ホームページに広域連合議会の会議録が掲載されていますが、23年度の議会以降の4回分しか掲載、検索できないことになっています。広域連合設立以後の全議会の会議録をホームページには掲載すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 村上和繁議員のご質問にお答えいたします。

まず、スラグの再利用についてのご質問でございますが、ご質問の中にもお話がありましたとおり、U字側溝などのコンクリート二次製品の原材料として活用を受けながら利用量が増加してきた、という経過なわけでございますが、そのなかでは、私どもの広域連合の使われているのは全道の他の広域連合、また市などとも比較しましても、非常に多く使われているなど、このように考えている次第でございます。

ただ、このエココンクリート製品仕様の発注に限られているのが、北海道開発局の工事ということになっておりますので、北海道、また各自治体ということになりますと、ご質問のあるとおり、価格でございますとか、搬入のための運送費というんでしょうか、そういったものの課題等々あるところなわけでございますが、この利用拡大にはしっかり取組んでまいりたいと、このように考えている次第でございます。

ただ、その全搬出されているもののなかの、4分の1しか利用されていないが故に、利用が少ないというご視点もあるわけでございますが、全道の他地域等々も見た時に、この量はかなり再利用されているという

ことございまして、ここの違う視点での見方でいきますと、これはしっかり利用はされているとは思っている訳でございます。しかし、更なる利用拡大をしっかりと進めていきたい、このように考えている次第でございます。

続きまして、スラグの保管方法等についてのご質問でございますが、ご質問のとおり、当広域連合の清掃工場は、高温で燃焼溶解することによりまして、この様々な重金属類などはなくなりますので、溶解スラグは重金属類の含有量は極めて少ない安全なもの、このようになっているわけでありまして。あわせて毎月、サンプルを採取いたしまして、重金属類の含有量でございますとか、溶出量の分析を行い、この結果では土壤汚染など法律で定めたJ I Sの基準を大幅に下回っておりまして、安全性がしっかり確認をされているということから、年度別に区分して野積みの保管をしているということでございます。

続きまして、R P F原材料の助燃剤としてのご質問でございますが、今までも議会のなかでもお話しをさせていただいているわけでございますが、この廃プラスチック類については、可能な限り再利用を図ることを基本にごみの分別徹底に努めてきたところでございますが、事業所から排出される廃プラスチック類につきましては、マテリアルリサイクルが困難な物も多く、あまり有効活用されていないというのが現状なわけでございます。そこで広域連合ではこれまで未利用資源とされていた廃プラスチック類についても、サーマルリサイクルとして有効活用を図ることにより、ごみ発熱量を改善し、変動費の低減に効果をあげているということでございます。

なお、清掃工場では炉ごとにダイオキシンにつき年2回、ばいじん、窒素酸化物などの有害成分については年6回、分析を行っている他に24時間連続で有害成分の自動測定を行っておりまして、そのいずれにおいても規定を超えるような結果が出ていないことから、R P F原材料燃焼による影響はない、このように判断をしているところでございます。

続きまして、可燃ごみへのプラスチック混入防止についてのご質問でございます。

廃プラスチック類につきましては、各構成市町村において、容器包装リサイクル法に基づき、消費者、市町村、事業者の3者の役割分担のもと、その適正処理による容器包装廃棄物削減の取組みに努めているところでございますが、広域連合といたしましても、引き続き構成市町村との連携を図ってまいりたい、このように考えている次第でございます。

続きまして、ごみの削減目標についてのご質問でございます。

構成市町村からの搬入ごみ量につきましては、平成22年度から増加傾向にございまして、今年度も対前年

度比で約1,000トンあまり増加する見込みでございます。ごみ量増加の要因でございます鉧路市の状況につきましては、前議会でもご答弁させていただきましたが、ボランティアごみや刈草などを可燃ごみへ区分変更したことが主な要因であると、このように認識をしているところでございます。

議員ご指摘のように、ごみの排出抑制、減量化につきましても、今後も関係市町村と連携を図ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

続きまして、リサイクル等についてのご質問でございますが、ごみのリサイクルなどにつきまして、これまで関係各構成市町村におきまして、それぞれの計画に基づいた取組みが行われており、ごみの減量化と資源循環型社会の形成に努めてきているものと、このように認識をしているところでございます。

広域連合といたしましても、平成20年度策定のごみ処理基本計画に添って、着実に進めて行くよう構成市町村と連携を図ってまいりたい、このように考えている次第でございます。

次にダイオキシンのことについてのご質問でございますが、連続監視システムの点でございますけど、ご質問の中でもございましたが、ダイオキシン類につきましては、その分析結果が出るまでに時間がかかることから、連続して測定することは難しい、このようにされているところでございまして、ご質問にございました連続監視システムでございますけど、この結果、そのシステムの結果は公的なものとして認知をされていないことから、国内のごみ焼却施設においては、国が定める測定法に基づいてダイオキシン類濃度の測定をしているのが殆どであるということは、前にもご答弁をさせていただいたところでございます。

そのなかで、この当広域連合といたしましても、公定法に基づき安定した運転管理が継続されるように、しっかり進めていくということが大事だということから、ご質問のシステム導入は考えていないところでございます。

続きまして、1号炉と2号炉の一酸化炭素濃度の関係についてのご質問でございますが、ご質問のなかにもございましたが、その燃焼状態を示す重要な指標というものがこの一酸化炭素濃度であり、当広域連合といたしましては、ガイドラインの排ガス中の一酸化炭素濃度を30ppm以下とするように定めているところを、より厳しい25ppm以下、このようにして運転管理をしているところでございます。1号炉、2号炉共にこれまでの指標を大幅に下回っているということでございまして、1号炉と2号炉の差は問題ではなく、この基準の指標をいかに下回るかということが課題である、とこのように考えている次第でございます。

続きまして、ホームページ等での会議録アップについてでございますが、会議録につきましては全て閲覧

できるようになっているわけございまして、このホームページでの公開については今後研究をしてまいりたい、このように考えている次第でございます。

以上であります。

○議長黒木 満君 10番村上和繁議員。

○10番村上和繁君（登壇）

2回目の質問をさせていただきます。

2回目については、スラグの問題だけご質問をさせていただきますと思います。

連合長は私の質問に、4分の1再利用が進んでいるというのは、他市の例と比べると、利用は進んでいるほうになるんだというふうなお話をされましたけれども、私はもちろん鉧路の広域連合の再利用が進んでいないことを問うた部分もありますが、全国的にもなかなかスラグの再利用が進んでいないというおおもとの問題について実はご答弁を求めたつもりだったんですが、そのことも念頭に置きつつ、2回目のご質問はします。

私は、灰溶融によってスラグを作り、これを再利用するというシステムそのものが時代に合わなくなってきているという面があるのではないかということについても考えたいと思います。

実は、ご承知のとおりであろうと思いますけれども、全国で相次いで灰溶融炉が廃止休止をされるという事例が今、相次いでいます。

宮城県仙台市の松森清掃工場は灰溶融炉が2012年9月に廃止をされています。

同様の例が群馬県の太田市、東京都の大田清掃工場、横浜市の金沢工場、愛知県の衣浦衛生組合、海部地区環境事業組合、尾張東部衛生組合、小牧岩倉衛生組合、滋賀県の湖北広域行政事務センター、京都府城南衛生管理組合、兵庫県篠山市、岡山市、呉市、山口県下関市、高知市等で既に灰溶融炉の休廃止、あるいはそれに向けての動き出しが始まっています。

その理由はスラグの活用が順調に進んでいないこと、維持管理費が膨大にかかること、二酸化炭素が大量放出をされ、地球温暖化防止に逆行する説があること、灰溶融によって大量の電力を消費をすることなどが理由とされているようです。

仙台の松森工場のことが新聞にも取り上げられておりました。少し調べてみましたが、灰溶融炉の廃止で運転費用の6億5千万円、これは年額ですが、節約できること、売電収入が逆に1億5千万円増えること、これだけの経費節減になるのであれば、廃止のために約回収費用9億円が2年間で必要なんだそうですが、そのことも決断をしてというふうになっているようです。

また、大きな流れとして、国は以前新設のごみ焼却炉を建設をする場合には、灰溶融施設を併設しなければ、国庫補助の対象とはしないというふうにしていた

ものを、条件に合致さえすれば廃止をしても補助金の返還は求めないと、国そのものが大きく姿勢を転換したこともその背景にはあるようです。こうした流れが現に進行しているわけですから、それに相応しい対応が当広域連合でも求められていることはいうまでもありません。広域連合として溶融スラグの取扱いについて大きな見直しを考えるべきではないでしょうか。

本来は、私は灰溶融については、廃止撤退を検討してよいのではないかと思います。ただ釧路の広域連合の清掃工場の場合、流動床式ガス化溶融炉ということもあり、現在廃止が広がっている灰溶融施設と違い、焼却施設から分離して、灰溶融の施設だけ廃止することは、技術的に出来ないのかもしれませんが。そうすると、結果論ということにはなりますが、廃止しても構わない灰溶融施設を焼却施設に組み込み、建設費また今後もそれを運転し続けることになりまますから、運転費ともに高上りの施設を選択をしてしまったのではないだろうか、というふうにも思えるわけです。こうしたことについても触れたうえでご答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、要望ということで申し上げたいと思います。

ダイオキシンの連続監視システムについて議会で何度か議論をさせていただき、ヨーロッパで開発をされた、連合長もそのことを念頭にアメサというシステムですが、ご答弁をされています。

実は私ダイオキシンの連続測定というのは、この前の広域連合の議員に選任をされた時には、実は市民運動として、これは本州の方ですが、黒松の葉、これはダイオキシンを吸着する性質が非常に高いもので、黒松の葉を採取をして専門機関で分析をして、市民がダイオキシンの発生状況について常時監視する、そういう市民運動が広がっていたり、なかには、学校の環境教育の一環としてこうした授業を取組んでいるところもある、そんなことも実は紹介をされたことがありました。

焼却施設で導入をされているアメサの実例が、全国4例程あることは、前議会でも紹介をされましたので、実は今議会に向けてこれらの自治体から少しお話しを聞くことができました。

議会で答弁議論させていただいておりますけれども、導入したことも含めて、いろんな課題やなんかをそのなかで検証されたようです。導入に至る経緯については、是非ダイオキシン、常時監視をするシステムがないかということで、製造メーカーに問い合わせたところ、炉を建設したメーカーから、こういう施設が全国的にありますと、いうことを逆提案をされて導入に至ったというケースや、また、運転業者が炉を管理をしているのですが、その炉が適正に運営をされているかどうか、市としてチェックをするためにも、市と

して独自に定期的なダイオキシン量の測定が必要だ、こういうことで測定器の導入を決めた自治体もあるというふうにお聞きをしました。

実はそのなかで課題も様々ありますけれども、特にアメサについては、外国製の機械であり、メンテナンス等に不具合といいますか、リアルタイムでなかなか外国から技術者がというようなことも実はあるようですが、そうしたなかで、以前アメサを導入していた自治体のなかで新たな別システムでの常時監視システムを導入、試験的な導入を既に始めている自治体があるということも分かりました。私の調査もこのところで留まっておりますので、これがどうのこうのということをお話しを今日議論をするつもりはありませんけれども、こうした流れが全国的にもありますので、常時監視システムについては導入する考えはないということについては、再三答弁はされていますが、情報についてはまたしっかり広域連合としても、掘り進んでいただいたら今後の議論の一つの糧にもなるかと思っておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。最初のスラグについてだけ、ご答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思っております。

○議長黒木 満君 理事者の答弁を求めます。
連合長。

○広域連合長蝦名大也君（登壇） 村上議員の第2質問でございますが、そのスラグについてということでございますが、灰溶融炉、灰溶融施設についてのご質問だったわけでございますが、ご質問にありますとおり、当清掃工場のガス化溶融炉というのは、ごみの焼却と灰溶融を一体で処理するシステムであるということでございまして、別々に設置されているものではないが故に、他の施設のように別々に稼動することで維持管理費が大きく膨らむ、というシステムになっていないのと同じように、片一方だけを、このシステムではないということはお理解いただいております。

そのなかで、その抜本的な見直しも行うべきではないということですが、改めまして、その当清掃工場のこのシステムを構築するにあたりましては、ごみ焼却施設の処理方法というものを検討するために、技術検討委員会を設置いたしまして、これは建設費のみならず、稼働後の維持管理費も含めて総合的に評価をしていただいたうえで、ガス化溶融方式が優れていると、こういった報告を受けたということでございます。そのなかで、入札の結果流動床式のガス化溶融炉が導入されたということでございますが、当時の一般的な建設コストがごみ処理能力、1トンあたり4,000万円程度だったことに対しまして、当清掃工場の建設費は2,000万円を下回っていることから、大幅なコストダウンになっているということでございます。また、運転維持管理におきましても、長期包括委託契約、これ

を導入したことによりまして、同類の他施設と比較しても運転維持管理費は安価となっているということがございますので、ご理解をいただきたいと思う次第でございます。

また、ダイオキシン等々のなかでの情報をしっかりと掴みながら、ということでございますが、この点はまさしくどこでどのようなことが行われているかということは、重要なことでございますので、当広域連合といたしましても、情報の収集にはしっかりと努めてまいりたい、このように考えている次第でございます。以上です。

○議長黒木 満君 以上をもって質疑並びに一般質問を終結いたします。

議案第1号ほか3件討論省略

○議長黒木 満君 この際お諮りいたします。

各案に対する討論を省略し、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長黒木 満君 ご異議なしと認めます。

よって直ちに採決を行います。

議案第1号表決（可決）

○議長黒木 満君 はじめに、議案第1号 平成25年度釧路広域連合一般会計予算を採決いたします。本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長黒木 満君 起立多数と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

議案第2号表決（可決）

○議長黒木 満君 次に、議案第2号 釧路広域連合清掃工場に係る廃棄物処理施設技術管理者配置に関する条例を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

議案第3号表決（可決）

○議長黒木 満君 次に、議案第3号 釧路広域連合広域計画変更に関する件を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

議案第4号表決（可決）

○議長黒木 満君 次に議案第4号 平成24年度釧路広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

本案を原案可決と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長黒木 満君 起立全員と認めます。

よって本案は原案可決と決しました。

閉会宣告

○議長黒木 満君 以上をもって、今議会の日程はすべて終了いたしました。

平成25年第1回釧路広域連合議会2月定例会は、これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

釧路広域連合議会 議長 黒木 満

同 議員 松橋 和子

同 議員 三木 均

平成25年第1回釧路広域連合議会2月定例会議決結果表

会 期 自 平成25年2月18日

至 平成25年2月18日

(1日間)

釧路広域連合議会議長 黒 木 満

議案番号	件 名	提 出 者	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成25年度釧路広域連合一般会計予算	連 合 長	25. 2 . 18	原案可決
議案第2号	釧路広域連合会清掃工場に係る廃棄物処理施設技術管理者配置に関する条例	〃	〃	〃
議案第3号	釧路広域連合広域計画変更に関する件	〃	〃	〃
議案第4号	平成24年度釧路広域連合一般会計補正予算	〃	〃	〃

議会に報告されたもの

報告番号	件 名	提 出 者	報告年月日	報告結果
釧 広 連 監 報告第1号	釧路広域連合監査報告書	監査委員	25. 2 . 18	報告完了
釧 広 連 監 報告第2号	例月現金出納検査報告書	〃	〃	〃

平成25年第1回鉏路広域連合議会2月定例会 質疑・一般質問発言項目一覧表

順位	月日	議席番号・発言議員	発言項目 (要旨)
1	2 /18 (月)	10番 村上和繁 (鉏路市)	1 平成25年度一般会計予算 (1) 資源物売払収入 (2) ごみ発熱量改善業務関連費 (3) ごみ量 2 ダイオキシンの常時監視システム 3 一酸化炭素の排出量 4 ホームページの改善

平成25年第1回2月定例会議事経過

会 期	年 月 日	曜	区 分	内 容
1	25. 2 . 18	月	本 会 議	開会 会期の決定 広域連合長の発言 提案説明 質疑・一般質問 表決 閉会

釧路広域連合議会会議録
平成25年第1回2月定例会

平成25年5月発行

編集・発行 釧路広域連合議会事務局

〒085-0807 北海道釧路市高山30-1
電話(0154)92-2002

印刷 株式会社 藤プリント
電話(0154)22-9311